

## 交通費(保険適用外)について

通常の実業の実施地域を越えて行う(介護予防)訪問看護を提供する際は、通常の実業の実施地域を越える地点からその交通費の実費をいただきます。なお自動車等を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

|  |                             |                |
|--|-----------------------------|----------------|
| 交通費<br> | 通常の実業の実施地域 (東松山市・吉見町)       | 無料             |
|  | 実施地域を超えた地点から片道5km 未満        | 250 円          |
|  | 実施地域を超えた地点から片道5km 以上10km 未満 | 500 円          |
|  | 実施地域を超えた地点から片道10km 以上       | 往復距離 × 30 円/km |